

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第176号

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1(17)の項中「1以上であるもの」の右に「(土地の形状の変更を行う面積が2ヘクタール未満であるものを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(環境局環境政策部環境管理課)